

○世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱

平成28年3月31日27世交政第126号

改正

平成28年11月30日28世交政第95号

令和3年5月31日3世交政第34号

令和5年9月28日5世交政第66号

令和6年5月15日6世交政第27号

世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等が鉄道を利用して移動する場合における利便性及び安全性の向上を図るための世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金（以下「駅バリアフリー補助金」という。）の交付について、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けて鉄道事業を経営する者をいう。
- (2) 鉄軌道事業者 鉄道事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受けて軌道事業を経営する者をいう。

(交付の対象となる事業)

第3条 駅バリアフリー補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 平成28年3月31日までに設置された鉄道の駅（1日当たりの平均利用者数が10万人以上であるものに限る。）にホームドア及びそれに付随する固定柵（以下「ホームドア等」という。）を整備する事業（以下「ホームドア等整備事業」という。）
 - (2) 平成28年3月31日までに設置された鉄道又は軌道の駅（1日当たりの平均利用者数が1万人以上の駅に限る。）に車いす対応エレベーターを整備する事業（以下「エレベーター等整備事業」という。）
- 2 前項第2号の車いす対応エレベーターは、車いす利用者が単独で乗り降りすることができるものに限るものとし、その設置が困難な場合において区長が相当と認めるときは、車いす乗用ステ

ップ付きエスカレーター（電動車いすによる利用が可能なものに限る。）に替えることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、相当と認めるときは、平成28年3月31日までに設置された鉄道の駅であって、保健、医療、福祉の拠点等駅周辺地域の特性から優先的にホームドア等の整備をすべきものにホームドア等を整備する事業を補助事業とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定による認可を受けた都市計画事業又は特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和61年法律第42号）第3条の規定による認定を受けた特定都市鉄道整備促進事業によりエレベーター等整備事業を行う場合は、補助事業としないものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日25都市基交第488号）第2条に規定するホームドア等整備促進事業又は鉄道駅エレベーター等整備事業に該当する事業が補助の対象とする整備を行う事業（以下「都補助金対象事業」という。）を補助事業とすることができる。

（交付を受けることができる者）

第4条 駅バリアフリー補助金の交付を受けることができる者は、ホームドア等整備事業若しくは前条第3項の規定により区長が補助事業とした事業を行う鉄道事業者又はエレベーター等整備事業を行う鉄軌道事業者又は同条第5項の規定により区長が補助事業とした都補助金対象事業を行う者であって、次条各号に掲げる経費の合計額（第6条第1項第3号及び第4号に掲げる額を除く。）の3分の1以上に相当する額を負担するものとする。

（交付の対象となる経費）

第5条 駅バリアフリー補助金の交付の対象となる経費は、ホームドア等の整備又は車いす対応エレベーター若しくは車いす乗用ステップ付きエスカレーターの整備に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

（1） 設計費

（2） 機械本体購入費

（3） 据付け工事費及びその関連附帯工事費（ホームドア等整備事業（第3条第3項の規定により区長が補助事業とした事業及び同条第5項の規定により区長が補助事業とした東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱第2条に規定するホームドア等整備促進事業を含む。次条において同じ。）に係る駅バリアフリー補助金にあっては、車両改造及び定位置停止装置に係る経費を除く。）

(交付額)

第6条 ホームドア等整備事業に係る駅バリアフリー補助金の交付額は、前条各号に掲げる経費の合計額から次の各号に掲げる額を控除して得た額と当該経費の合計額から第3号及び第4号に掲げる額を控除して得た額の3分の1（ホームドア等整備事業のうち都補助金対象事業でないものにあっては、6分の1）に相当する額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。

（1） 駅バリアフリー補助金と同種の国の補助金（以下「国の補助金」という。）の交付決定を受けているときは、当該補助金の額

（2） 自己資金の額

（3） 消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額が控除されるときは、当該消費税額

（4） 前条各号に掲げる経費に充てるために受領した寄附金その他の贈与金の額

2 前項の規定は、エレベーター等整備事業に係る駅バリアフリー補助金の交付額に準用する。

3 第1項の交付額は、ホームドア等1列につき80,000,000円（ホームドア等整備事業のうち都補助金対象事業でないものにあっては、40,000,000円）を上限とする。

4 第2項の交付額は、エレベーターのかごの有効寸法がTokyo 2020アクセシビリティ・ガイドライン（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）（平成29年3月24日発行。以下「ガイドライン」という。）で示す標準基準未満の場合は、1基につき40,000,000円（エレベーター等整備事業のうち都補助金対象事業でないものにあっては、20,000,000円）、ガイドラインで示す標準基準以上の場合は、1基につき60,000,000円（都補助金の交付対象でないエレベーター等整備事業にあっては、30,000,000円）を上限とする。

5 前2項に規定する上限額は、2回以上にわたり駅バリアフリー補助金を交付する場合にあっては、その累計額をもって算定する。

6 駅バリアフリー補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第7条 区長は、駅バリアフリー補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 区長は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に掲げる書類その他必要と認める書類を申請書に添付させるものとする。

(1) 申請者が国の補助金の交付決定を受けている場合 次に掲げる書類

- ア 駅バリアフリー補助金の交付申請額の算定方法を記した書類
- イ 補助事業に係る当該年度の事業計画に関する図面
- ウ 国の補助金の交付申請をする際に提出した書類の写し
- エ 国の補助金の交付決定通知書の写し
- オ アからエまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(2) 前号に定める場合以外の場合 同号ア及びイに掲げる書類

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、駅バリアフリー補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、駅バリアフリー補助金の不交付を決定したときは、その旨を世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 区長は、駅バリアフリー補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、駅バリアフリー補助金の交付を決定してはならない。

(補助事業の変更の承認)

第9条 区長は、前条第1項の規定による駅バリアフリー補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更しようとする場合は、当該補助事業者に世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業変更承認申請書（第4号様式）により直ちにその承認に係る申請をさせなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更を承認したときは、速やかにその旨を世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業変更承認書（第5号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(一括設計審査申請及び承認)

第10条 区長は、都補助金対象事業に係る申請者が駅バリアフリー補助金を充てて施行しようとする工事の施工年度が2か年度以上にわたる場合は、当該申請者に、当該工事の初年度にまとめて行う区長の設計審査（以下「一括設計審査」という。）を受けさせなければならない。

2 区長は、一括設計審査を受けようとする者に、その事業に係る駅バリアフリー補助金の交付申

請前に、年度ごとの事業に係るそれぞれの事業費の総額、完了予定期日等を記載させ、及び関係書類を添付させた世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る一括設計審査申請書（第6号様式）を区長に提出させ、その承認を受けさせるものとする。

3 区長は、駅バリアフリー補助金の交付決定後において、その年度に事業が完了せず、事業の施行年度が2か年度以上にわたる場合は、補助事業者に、前条第1項の補助事業計画変更承認申請書を提出させる前に、関係書類を添付した世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る一括設計審査申請書を区長に提出させ、その承認を受けさせるものとする。

4 区長は、第2項又は前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合には、その一括設計審査を承認し、世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金一括設計審査承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

5 一括設計審査の承認を受けた事業に係る各年度の補助金額の算定に当たっては、当該承認を受けた事業に着手する時点におけるこの要綱を適用する。

（一括設計審査の変更）

第11条 区長は、一括設計審査の承認内容に変更が生じる場合は、あらかじめその承認を受けた者に、関係書類を添付した世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る一括設計審査変更申請書（第8号様式）を区長に提出させ、その承認を受けさせるものとする。ただし、当該承認を受けた者が、当該承認を受けたのちに、第8条による駅バリアフリー補助金の交付の決定の通知を受けており、第9条による補助事業計画変更承認申請書を提出する場合は、その申請内容をもって一括設計審査変更申請書の提出に代えることができる。

2 区長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、申請が適正であると認めたときは、速やかに、世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金一括設計審査変更承認通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認）

第12条 区長は、補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該補助事業者に世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書（第10号様式）により速やかにその承認に係る申請をさせなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、その旨を世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認書（第11号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、補助事業者が第1項により中止した補助事業を再開しようとするときは、世田谷区鉄

道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業再開通知（第12号様式）を提出させるものとする。

（事故報告）

第13条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者にその状況を世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業事故報告書（第13号様式）により速やかに報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第14条 区長は、補助事業者に世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業実施状況報告書（第14号様式。以下「状況報告書」という。）を3箇月ごとに提出させなければならない。ただし、直近の状況報告書に係る報告期間の末日の翌日から3箇月以内に補助事業が完了したとき（第12条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は駅バリアフリー補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、この限りでない。

（遂行命令等）

第15条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告書等により補助事業が駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容又はこれに付いた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対して世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業遂行命令通知書（第15号様式）により駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容又はこれに付いた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業停止命令通知書（第16号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

（実績報告）

第16条 区長は、補助事業が完了したとき（第12条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は駅バリアフリー補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者に世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業実績報告書（第17号様式。以下「実績報告書」という。）を速やかに提出させなければならない。

2 区長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めたと

きは、補助事業の成果が駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための処置)

第17条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る補助事業是正命令通知書(第18号様式)により当該補助事業につき駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための処置をとるべきことを命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

3 区長は、前項による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、補助事業の成果が駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(交付額の確定及び通知)

第18条 区長は、実績報告書が提出され、第16条第2項又は前条第3項による審査及び調査の結果、第8条第1項に規定する駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき駅バリアフリー補助金の額を確定し、世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金確定通知書(第19号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第19条 区長は、前条の規定による通知を受けた補助事業者に、世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金交付請求書(第20号様式。次項において「請求書」という。)を提出させるものとする。

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る駅バリアフリー補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、駅バリアフリー補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により駅バリアフリー補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 駅バリアフリー補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第9

条の規定による交付申請の内容を下回るとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駅バリアフリー補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付
けた条件又は法令に違反したとき。

(5) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。

(6) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明
したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、駅バリアフリー補助金の交付が暴力団の組織としての
活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、駅バリ
アフリー補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区鉄道駅バリアフリー推
進事業費補助金交付決定取消通知書（第21号様式。次条において「取消通知書」という。）によ
り当該補助事業者に速やかに通知しなければならない。

(返還)

第21条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分
について既に駅バリアフリー補助金を交付しているときは、補助事業者に対して取消通知書によ
り期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、区長が第12条の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 区長は、前条の規定により駅バリアフリー補助金の返還を命じたとき（第20条第1項第3
号の規定により駅バリアフリー補助金の交付の決定を取り消した場合において駅バリアフリー補
助金の返還を命じたとを除く。）は、補助事業者にその命令に係る駅バリアフリー補助金の受
領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその
後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金
(100円未満の場合を除く。) を納付させなければならない。

2 区長は、駅バリアフリー補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日まで
に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、
年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければな
らない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第23条 駅バリアフリー補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する駅バリアフリー補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた駅バリアフリー補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた駅バリアフリー補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 第22条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた駅バリアフリー補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(一時停止)

第25条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき駅バリアフリー補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(経理)

第26条 区長は、補助事業に係る経理について、帳簿及び証拠書類を備えさせるとともに収入及び支出を明らかにさせておくものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、駅バリアフリー補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存させるものとする。

(取得財産等の整理)

第27条 区長は、補助事業によって取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備えさせるとともに、取得財産を取得し、若しくはその効用を増加した時期及びその所在場所、価格、取得財産に係る駅バリアフリー補助金の状況が明らかになるよう整理させるものとする。

(帳簿等の保存)

第28条 区長は、補助事業者に、次に掲げる帳簿等を次項に定める期間保存せるものとする。

- (1) 取得財産の得喪に関する書類
- (2) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）及び補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正した件（平成27年国土交通省告示第599号）に定める期間（以下「国土交通大臣が別に定める期間」という。）とする。

（取得財産の管理等）

第29条 区長は、補助事業者に、取得財産等について補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理させ、駅バリアフリー補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らせるものとする。

（取得財産の処分の制限）

第30条 区長は、補助事業者に、取得財産（駅バリアフリー補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに掲げる財産並びに同条第4号及び第5号の規定により国土交通大臣が別に定める財産に限る。）について、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けないで駅バリアフリー補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保（以下「処分」という。）に供させてはならない。

2 区長は、補助事業者が前項の処分をしようとするときは、あらかじめ世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る財産処分承認申請書（第22号様式）を提出させるものとする。

3 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、取得財産の処分を承認するときは、その旨及び承認の条件を世田谷区鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金に係る財産処分承認書（第23号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による承認をしようとする場合において、交付した駅バリアフリー補助金のうち処分時から国土交通大臣が別に定める期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により鉄道事業者に利益が生じるときは、交付した駅バリアフリー補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を区に納付させるものとする。

（補助事業である旨の表示）

第31条 区長は、補助事業者が補助事業を完了したときは、当該補助事業による成果物が補助事業によるものである旨の表示を見やすい場所に掲示させなければならない。

（申請書等の提出先）

第32条 駅バリアフリー補助金に係る申請書等の提出先は、道路・交通計画部交通政策課とする。

(実施要領)

第33条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に係る必要な事項は、別途実施要領に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 世田谷区鉄道駅エレベーター等整備事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則 (平成28年11月30日28世交政第95号)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日3世交政第34号)

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則 (令和5年9月28日5世交政第66号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月15日6世交政第27号)

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。